

令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給制度について

海士町教育委員会

この制度は、教育の機会均等の見地から子どもたちの学習権を保障するために設けられた制度で、特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について家庭の経済状況等に応じ、地方公共団体が補助するものです。

【援助内容】

★学用品費・通学用品費

- ・支給内容 学用品（ノート・鉛筆・上履きなど）の購入費として支給します。
- ・支給額 小学生 13,650円、中学生 24,550円

★新入学児童・生徒学用品費

- ・支給内容 入学時に必要とされる学用品（ランドセル・通学カバンなど）の購入費として支給します。
- ・支給額 小学生 20,470円～40,600円、
中学生 23,550円～47,400円
※海士町の規定により支給額が異なります。

★給食費

- ・支給内容 給食費を支給します。
- ・支給額 年間給食費全額

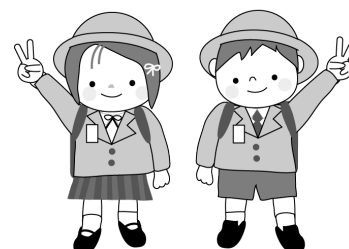
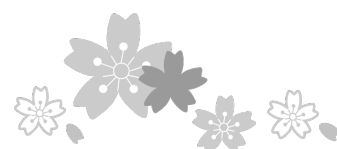
★医療費

- ・支給内容 学校の検診等で発見され、学校保健安全法で定められた病気（下記参照）の治療費（自己負担部分）を援助します。
- ・支給額 該当がある場合は学校から医療券をお渡しします。それを医療機関に提出し、自己負担部分について無料（年間12,000円を上限とする）で治療を受けることができます。



学校保健安全法で定められた病気とは・・・

- ① トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎は除く）
- ② 白癬・疥癬及び膿痂疹
- ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド（アレルギー性副鼻腔炎は除く）
- ⑤ う歯（虫歯）
- ⑥ 寄生虫病（ぎょう虫卵保有含む）



【援助費の支給方法について】

保護者の指定される口座へ振り込みます。